

水質汚濁防止（排水規制）のしおり

平成25年6月
石川 県

水質規制の概要

水質汚濁防止法は、工場及び事業場から公共用水域に排出される水の排出及び地下に浸透する水の浸透を規制すること等によって、公共用水域及び地下水の水質の汚濁の防止を図り、国民の健康を保護するとともに生活環境を保全することを目的としています。

このため、汚水又は廃液を排出する施設を特定施設として定めており、工場・事業場において特定施設を設置しようとする者はその内容を知事に届けるとともに、それら工場・事業場の排水水については排水基準を守らなければなりません。

また、地下水汚染を未然に防止するため有害物質を使用、貯蔵等する施設の設置者に対して知事への届け出及び地下浸透防止のための構造、設備等に関する基準の順守義務並びに定期点検及び結果の保存記録の義務等が規定されています。

1. 用語の説明

(ア) 公共用水域

・・・河川、湖沼、港湾、沿岸海域等の水域とそれに接続する用水路等の水路をいいます。

(イ) 有害物質(2ページ参照)

・・・人の健康に係る被害を生じるおそれのある物質として政令で定める物質をいいます。

(ウ) 指定物質(2ページ参照)

・・・有害物質及び油以外の物質であって公共用水域に多量に排出されることにより人の健康若しくは生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質として政令で定めるものをいいます。

(エ) 特定施設(10ページ参照)

・・・有害物質や汚染した排水を流すおそれのある施設として政令で定めるものをいいます。その施設を設置する事業場を特定事業場といいます。

(オ) 指定施設

・・・有害物質を貯蔵・使用、又は指定物質を製造、貯蔵、使用若しくは処理する施設をいいます。その施設を設置する事業場を指定事業場といいます。

(カ) 有害物質使用特定施設

・・・特定施設のうち、有害物質を製造、使用又は処理するものをいいます。その施設を設置する事業場を有害物質使用特定事業場といいます。

(キ) 有害物質貯蔵指定施設

・・・有害物質を含む液状の物を貯蔵する指定施設をいいます。

(ク) 貯油施設等

・・・原油、重油、潤滑油、軽油、灯油、揮発油、動植物油を貯蔵、若しくはこれらの油を含む水を処理する油水分離施設をいいます。

(ケ) 排水基準(3ページ参照)

・・・事業場からの排水の汚染状態についての許容限度を定めたものであり、特定事業場からの排水は排水基準以下でなければなりません。なお、水質汚濁防止法第3条第3項に基づき、「ふるさと石川の環境を守り育てる条例」で、より厳しい排水基準(上乘せ排水基準)が設定されています。

(コ) 特定地下浸透水

・・・有害物質使用特定事業場から地下に浸透する水で、有害物質使用特定施設に係る汚水等を含むものをいいます。

2. 有害物質(水質汚濁防止法(以下、法という)第2条第2項第1号、水質汚濁防止法施行令(以下、令という)第2条)

1. カドミウム及びその化合物	15. 1,2-ジクロロエチレン
2. シアン化合物	16. 1,1,1-トリクロロエタン
3. 有機燐化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。)	17. 1,1,2-トリクロロエタン
4. 鉛及びその化合物	18. 1,3-ジクロロプロペン
5. 六価クロム化合物	19. チウラム
6. 砒素及びその化合物	20. シマジン
7. 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	21. チオベンカルブ
8. ポリ塩化ビフェニル	22. ベンゼン
9. トリクロロエチレン	23. セレン及びその化合物
10. テトラクロロエチレン	24. ほう素及びその化合物
11. ジクロロメタン	25. ふっ素及びその化合物
12. 四塩化炭素	26. アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物
13. 1,2-ジクロロエタン	27. 塩化ビニルモノマー
14. 1,1-ジクロロエチレン	28. 1,4-ジオキサン

3. 指定物質(法第2条第4項、令第3条の3)

1. ホルムアルデヒド	33. チオリン酸 O,O-ジメチル-O-(3-メチル-4-ニトロフェニル)(別名フェニトロチオン、MEP)
2. ヒドラジン	34. チオリン酸 S-ベンジル-O,O-ジイソプロピル(別名イプロベンホス、IBP)
3. ヒドロキシルアミン	35. 1,3-ジチオラン-2-イリデンマロン酸ジイソプロピル(別名イソプロチオラン)
4. 過酸化水素	36. チオリン酸 O,O-ジエチル-O-(2-イソプロピル-6-メチル-4-ピリジニル)(別名ダイアジノン)
5. 塩化水素	37. チオリン酸 O,O-ジエチル-O-(5-フェニル-3-イソキサゾリル)(別名イソキサチオン)
6. 水酸化ナトリウム	38. 4-ニトロフェニル-2,4,6-トリクロロフェニルエーテル(別名クロルニトロフェン、CNP)
7. アクリロニトリル	39. チオリン酸 O,O-ジエチル-O-(3,5,6-トリクロロ-2-ピリジル)(別名クロルピリホス)
8. 水酸化カリウム	40. フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)
9. アクリルアミド	41. エチル=(Z)-3-[N-ベンジル-N-[[メチル(1-メチルチオエチリデンアミノオキシカルボニル)アミノ]チオ]アミノ]プロピオナート(別名アラニカルブ)
10. アクリル酸	42. 1,2,4,6,6,7,8,8-オクタクロロ-2,3,3a,4,7,7a-ヘキサヒドロ-4,7-メタノ-1H-インデン(別名クロルデン)
11. 次亜塩素酸ナトリウム	43. 臭素
12. 二硫化炭素	44. アルミニウム及びその化合物
13. 酢酸エチル	45. ニッケル及びその化合物
14. メチル-ターシャリ-ブチルエーテル(別名 MTBE)	46. モリブデン及びその化合物
15. 硫酸	47. アンチモン及びその化合物
16. ホスゲン	48. 塩素酸及びその塩
17. 1,2-ジクロロプロパン	49. 臭素酸及びその塩
18. クロルスルホン酸	50. クロム及びその化合物(六価クロム化合物を除く)
19. 塩化チオニル	51. マンガン及びその化合物
20. クロロホルム	52. 鉄及びその化合物
21. 硫酸ジメチル	53. 銅及びその化合物
22. クロルピクリン	54. 亜鉛及びその化合物
23. リン酸ジメチル=2,2-ジクロロビニル(別名ジクロルボス、DDVP)	55. フェノール類及びその塩類
24. ジメチルエチルスルフィニルイソプロピルチオホスフェイト(別名オキシデプロホス、ESP)	56. 1,3,5,7-テトラアザトリシクロ[3.3.1.1 ^{3,7}]デカン(別名ヘキサメチレンテトラミン)
25. トルエン	
26. エピクロロヒドリン	
27. スチレン	
28. キシレン	
29. パラ-ジクロロベンゼン	
30. N-メチルカルバミン酸 2-セカンダリ-ブチルフェニル(別名フェノブカルブ、BPMC)	
31. 3,5-ジクロロ-N-(1,1-ジメチル-2-プロピル)ベンズアミド(別名プロピザミド)	
32. テトラクロロイソフタロニトリル(別名クロロタロニル、TPN)	

4. 排水基準(法第3条、排水基準を定める総理府令(昭和46年6月21日総理府令第35号))

(1)人の健康に係る基準(カドミウム等の有害物質で健康に被害を生ずるおそれのある物質とその限量)

有害物質の種類	許容限度	有害物質の種類	許容限度
カドミウム及びその化合物	0.1 mg/L	1,1,1-トリクロロエタン	3 mg/L
シアン化合物	1 mg/L	1,1,2-トリクロロエタン	0.06 mg/L
有機燐化合物 (パラチオン、メチルパラチオン、 メチルジメトン及びEPNに限る。)	1 mg/L	1,3-ジクロロプロペン	0.02 mg/L
鉛及びその化合物	0.1 mg/L	チウラム	0.06 mg/L
六価クロム化合物	0.5 mg/L	シマジン	0.03 mg/L
砒素及びその化合物	0.1 mg/L	チオベンカルブ	0.2 mg/L
水銀及びアルキル水銀その他の水 銀化合物	0.005 mg/L	ベンゼン	0.1 mg/L
アルキル水銀化合物	検出されないこと。	セレン及びその化合物	0.1 mg/L
ポリ塩化ビフェニル(PCB)	0.003 mg/L	* ほう素及びその化合物	10 mg/L (海域以外) 230 mg/L (海域)
トリクロロエチレン	0.3 mg/L	* ふつ素及びその化合物	8 mg/L (海域以外) 15 mg/L (海域)
テトラクロロエチレン	0.1 mg/L	* アンモニア、アンモニウム化合物、 亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (アンモニア性窒素×0.4+亜硝酸 性窒素及び硝酸性窒素)	100 mg/L
ジクロロメタン	0.2 mg/L	* 1,4-ジオキサン	0.5 mg/L
四塩化炭素	0.02 mg/L		
1,2-ジクロロエタン	0.04 mg/L		
1,1-ジクロロエチレン	1 mg/L		
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4 mg/L		

(*については、各有害物質の種類毎に暫定基準が
設定されている業種があります(4ページに掲載))

備考

- 1 ひ素及びその化合物についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令の施行の際、現にゆう出している温泉(温泉法第2条第1項に規定するものをいう。)を利用する旅館業に属する事業に係る排水については、当分の間、適用しません。
- 2 有害物質使用特定事業場から水を排出する者(特定地下浸透水を浸透させる者を含む。)は、法第8条の環境省令で定める要件に該当する特定地下浸透水を浸透させてはなりません。
(環境省令で定める要件とは、有害物質の種類毎に環境大臣が定める方法により検定した場合に、有害物質が検出されることをいいます。)

ほう素、ふっ素、アンモニア等及び1,4-ジオキサンの暫定基準値

有害物質の種類	業種その他の区分	許容限度
ほう素及びその化合物 (単位:ほう素の量に関して、 mg/L)	電気めっき業 (海域以外の水域に排出するものに限る。)	40
	ほうろう鉄器製造業 (海域以外の水域に排出するものに限る。)	50
	うわ薬製造業 (ほうろううわ薬を製造するものであり、かつ、海域以外の水域に排出するものに限る。)	
	貴金属製造・再生業 (海域以外の水域に排出するものに限る。)	
	下水道業 (旅館業 (温泉を利用するものに限る。)) に属する特定事業場から排出される水を受け入れており、かつ、海域以外の水域に排出するものであって、一定の条件に該当するものに限る。)	
	金属鉱業 (海域以外の水域に排出するものに限る。)	100
	粘土瓦製造業 (うわ薬瓦を製造するものであり、かつ、海域以外の水域に排出するものに限る。)	120
	うわ薬製造業 (うわ薬瓦の製造に使用するうわ薬を製造するものであり、かつ、海域以外の水域に排出するものに限る。)	140
旅館業 (温泉を利用するものに限る。)	500	
ふっ素及びその化合物 (単位:ふっ素の量に関して、 mg/L)	ほうろう鉄器製造業 (海域以外の水域に排出するものに限る。)	15
	うわ薬製造業 (ほうろううわ薬を製造するものであり、かつ、海域以外の水域に排出するものに限る。)	
	電気めっき業 (排水量 50m ³ /日以上であり、かつ、海域以外の水域に排出するものに限る。)	
	旅館業 (昭和 49 年 12 月 1 日において現に湧出していなかった温泉を利用するものであり、排水量 50m ³ /日以上であり、かつ、海域以外の水域に排出するものに限る。)	30
	旅館業 (温泉 (自然に湧出しているもの (掘削により湧出させたものを除く。)) を除く。)) を利用するものであり、排水量 50m ³ /日未満又は昭和 49 年 12 月 1 日において現に湧出していた温泉を利用するものに限る。)	
	電気めっき業 (排水量 50m ³ /日未満に限る。)	
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (単位:アンモニア性窒素に 0.4 を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量に関して、mg/L)	下水道業 (モリブデン化合物製造業又はジルコニウム化合物製造業に属する特定事業場から排出される水を受け入れるものに限る。)	150
	酸化コバルト製造業	160
	電気めっき業	300
	畜産農業	700
	ジルコニウム化合物製造業	
	モリブデン化合物製造業及びバナジウム化合物製造業	1700
	貴金属製造・再生業	3000
1,4-ジオキサン (単位: mg/L)	感光性樹脂製造業	200
	エチレンオキサイド製造業	10
	エチレングリコール製造業	
	下水道業 (感光性樹脂製造業に属する特定事業場から排出される水を受け入れるものであって一定の条件に該当するものに限る。)	25
	ポリエチレンテレフタレート製造業	2

備考

- ほう素、ふっ素、アンモニア等の暫定基準値は、平成28年6月30日までに限り適用します。
- 1,4-ジオキサンの暫定基準値は、平成27年5月24日までに限り適用します。ただしポリエチレンテレフタレート製造業に属する特定事業場にあつては、平成26年5月24日までに限り適用します。

(2) 生活環境に係る基準(水の汚染状態を示す項目で生活環境に被害を生ずるおそれのある物質)

★「上乗せ排水基準」が定められています。7ページをご覧ください

項 目	許 容 限 度
水素イオン濃度(pH)	5.8 ～ 8.6 (海域外) 5.0 ～ 9.0 (海域)
★ 生物化学的酸素要求量(BOD)	160 mg/L (日間平均 120 mg/L)
★ 化学的酸素要求量(COD)	160 mg/L (日間平均 120 mg/L)
★ 浮遊物質(SS)	200 mg/L (日間平均 150 mg/L)
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量)	5 mg/L
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量)	30 mg/L
フェノール類含有量	5 mg/L
銅含有量	3 mg/L
亜鉛含有量	2 mg/L
溶解性鉄含有量	10 mg/L
溶解性マンガン含有量	10 mg/L
クロム含有量	2 mg/L
大腸菌群数	日間平均 3,000 個/cm ³
窒素含有量	120 mg/L (日間平均 60 mg/L)
燐含有量	16 mg/L (日間平均 8 mg/L)

備考

- 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものです。
- この表に掲げる排出基準は、1日当たりの平均的な排出水の量が50m³以上である工場又は事業場に係る排水について適用します。
- 水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業(硫黄と共存する硫化鉄鉱を掘採する鉱業を含む。)に属する工場又は事業場に係る排水については適用しません。
- 水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の際、現に湧出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排水については、当分の間、適用しません。
- 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水に限り適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水に限り適用します。
- 亜鉛含有量についての排水基準は、暫定基準が設定されている業種があります(6ページ)。
- 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトン又は海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれのある湖沼又は海域として環境大臣が定める湖沼、海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水に限り適用します。^{*}
- 燐含有量についての排水基準は、燐が湖沼植物プランクトン又は海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれのある湖沼又は海域として環境大臣が定める湖沼、海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水に限り適用します。^{*}

※窒素含有量又は燐含有量の規制対象湖沼及び海域は、6ページに掲載しています。また、暫定基準が設定されている業種があります

亜鉛含有量の暫定基準値

業 種	許容限度 (mg/L)
金属鉱業	5
電気めっき業	
下水道業（金属鉱業又は電気めっき業に属する事業場から排出される水を受け入れているものであって、一定の条件に該当するものに限る。）	

備考：亜鉛含有量の暫定基準値は、平成28年12月10日までに限り適用します。

窒素含有量又は磷含有量の規制対象水域

	名称	規制項目	
		窒素含有量	磷含有量
湖沼等	内川ダム貯水池	—	磷含有量
	犀川ダム貯水池	—	磷含有量
	大日川ダム貯水池	—	磷含有量
	我谷ダム貯水池	窒素含有量	磷含有量
	手取川ダム貯水池	窒素含有量	磷含有量
	小屋ダム貯水池	窒素含有量	磷含有量
	八ヶ川ダム貯水池	窒素含有量	磷含有量
	赤瀬ダム貯水池	—	磷含有量
	河北潟	窒素含有量	磷含有量
	木場潟	窒素含有量	磷含有量
	柴山潟	窒素含有量	磷含有量
	北潟湖	窒素含有量	磷含有量
	邑知潟	窒素含有量	磷含有量
	赤浦潟	—	磷含有量
海域	七尾湾	窒素含有量	磷含有量

備考 1 規制対象水域は、各湖沼及び海域に流入する水域を含みます。

2 流域区分図(1:50,000)は、環境部水環境創造課で供覧できます。

七尾湾海域の業種別暫定基準値

業 種 その他の区分	許容限度 (mg/L)	
	窒素含有量	磷含有量
天然ガス鉱業	160 (150)	—
畜産農業(令別表第1第1号の2イに掲げる豚房施設を有するものに限る)	190 (150)	30 (24)
酸化コバルト製造業	550 (300)	—
バナジウム化合物製造業及びモリブデン化合物製造業 (バナジウム化合物又はモリブデン化合物の塩析工程を有するものに限る)	5,000 (3,850)	—
磷化合物製造業(縮合磷酸塩製造工程を有するものに限る。)	—	40 (10)

備考 1 暫定基準値の欄の括弧内の数値は、日間平均値を示します。

2 暫定基準値は、平成25年9月30日までに限り適用します。

5. 上乗せ排水基準(法第3条第3項、ふるさと石川の環境を守り育てる条例第47条)

犀川・浅野川・大野川・大聖寺川・梯川・新堀川・御祓川・手取川・七尾湾・加賀沿岸・河北潟・河北沿岸・金沢沿岸・羽咋川・米町川・河原田川・町野川・若山川・能登半島沿岸水域に特定施設を設置する工場、事業場には、「ふるさと石川の環境を守り育てる条例」で、より厳しい排水基準(上乗せ排水基準)が設定されています。

なお、設置の時期、業種や所在地域により適用される基準が異なります。所在地域については以下の地域があります。

- (ア) 下水道整備地域 …………… 公共下水道により下水を排除することができる地域
- (イ) 下水道整備計画地域 …… 公共下水道の整備が計画されている地域であって知事が別に指定する(昭和48年1月12日告示第10号、昭和49年7月19日告示第467号)地域
- (ウ) 一般地域 …………… 下水道整備地域又は下水道整備計画地域のいずれにも属さない地域

また、水域の定義は次のとおりです。

- (1) 犀川水域・浅野川水域とは犀川本川及び浅野川本川並びにこれらに流入し、又はこれらから流出する公共用水域をいいます。
- (2) 大野川水域とは河北潟調整池防潮堤から下流の大野川本川並びにこれらに流入する公共用水域((1)、(11)に掲げる公共用水域を除く。)をいいます。
- (3) 大聖寺川水域とは大聖寺川本川及びこれに流入する公共用水域((10)に掲げる公共用水域を除く。)をいいます。
- (4) 梯川水域とは梯川本川及びこれに流入する公共用水域をいいます。
- (5) 新堀川水域とは新堀川本川及びこれに流入する公共用水域をいいます。
- (6) 御祓川水域とは御祓川、毒見殿川、神戸川及び大谷川本川並びにこれらに流入し、又はこれらから流出する公共用水域をいいます。
- (7) 手取川水域とは手取川本川及びこれに流入し、又はこれらから流出する公共用水域((1)、(4)に掲げる公共用水域を除く。)をいいます。
- (8) 七尾湾水域とは七尾湾及びこれに流入する公共用水域((6)に掲げる公共用水域を除く。)をいいます。
- (9) 加賀沿岸水域とは加賀市から白山市までの間の陸岸の地先海域及びこれに流入する公共用水域((1)、(3)、(4)、(5)、(7)に掲げる公共用水域を除く。)をいいます。
- (10) 北潟湖とは北潟湖及びこれに流入する公共用水域をいいます。
- (11) 河北潟水域とは河北潟及び河北潟放水路並びにこれらに流入する公共用水域((1)に掲げる公共用水域を除く。)をいいます。
- (12) 河北沿岸水域とは内灘町からかほく市までの間の陸岸の地先海域及びこれに流入する公共用水域((11)に掲げる公共用水域を除く。)をいいます。
- (13) 金沢沿岸水域とは金沢市の陸岸の地先海域及びこれに流入する公共用水域((1)、(2)に掲げる公共用水域を除く。)をいいます。
- (14) 羽咋川水域とは羽咋川本川及びこれに流入する公共用水域をいいます。
- (15) 米町川水域とは米町川本川及びこれに流入する公共用水域をいいます。
- (16) 河原田川水域とは河原田川本川及びこれに流入する公共用水域をいいます。
- (17) 町野川水域とは町野川本川及びこれに流入する公共用水域をいいます。
- (18) 若山川水域とは若山川本川及びこれに流入する公共用水域をいいます。
- (19) 能登半島沿岸水域とは宝達志水町から七尾市までの間の陸岸の地先海域及びこれに流入する公共用水域((6)、(8)、(14)、(15)、(16)、(17)、(18)に掲げる公共用水域を除く。)をいいます。

区 域 (水域適用年月日)	工 場 又 は 事 業 場		許 容 限 度						
			生物化学的 酸素要求量 (mg/L)		化学的 酸素要求量 (mg/L)		浮遊物質量 (mg/L)		
			日間 平均	最大	日間 平均	最大	日間 平均	最大	
犀川水域・浅野川水域 (昭和47年10月1日)	一般地域に所在するものであって昭和46年2月末日以前に設置されたもの		食料品製造業	80	120			100	150
			繊維工業	50	80			80	120
			パルプ・紙製造業	50	80			150	200
	昭和54年7月6日以前に設置されたもの		旅館業	60	80			80	120
	一般地域に所在するもの	昭和62年6月30日以前に設置されたもの	冷凍調理食品製造業	60	80			80	120
		産業廃棄物処理施設	30	40			70	90	
病院、焼却施設、し尿処理施設			30	40			70	90	
その他のもの			20	30			70	110	
大野川水域 (昭和48年7月6日)	食料品製造業			80	120	80	120	100	150
	病院、地方卸売市場、焼却施設、産業廃棄物処理施設、し尿処理施設、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン若しくはジクロロメタンによる洗浄施設・これらの蒸留施設			30	40	30	40	70	90
	下水道終末処理施設			20	30	20	30	70	90
	その他のもの			60	80	60	80	80	120
大聖寺川水域 (昭和48年7月6日)	食料品製造業			80	120			100	150
	病院、地方卸売市場、焼却施設、産業廃棄物処理施設、し尿処理施設、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン若しくはジクロロメタンによる洗浄施設・これらの蒸留施設			30	40			70	90
	下水道終末処理施設			20	30			70	90
	その他のもの			60	80			80	120
梯川水域 (昭和49年7月19日)	畜産業、食料品製造業、と畜死亡獣畜取扱業			80	120	80	120	100	150
	病院、地方卸売市場、焼却施設、産業廃棄物処理施設、し尿処理施設、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン若しくはジクロロメタンによる洗浄施設・これらの蒸留施設			30	40	30	40	70	90
	下水道終末処理施設			20	30	20	30	70	90
	その他のもの			60	80	60	80	80	120
新堀川水域 (昭和49年7月19日)	一般地域に所在するもの	畜産業、食料品製造業		80	120	80	120	100	150
		病院、地方卸売市場、焼却施設、産業廃棄物処理施設、し尿処理施設、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン若しくはジクロロメタンによる洗浄施設・これらの蒸留施設		30	40	30	40	70	90
		下水道終末処理施設		20	30	20	30	60	90
		その他のもの		60	80	60	80	80	120
	下水道整備地域に所在するもの			20	30	20	30	70	90
御祓川水域 (昭和49年7月19日)	昭和62年6月30日以前に設置されたもの		冷凍調理食品製造業	60	80			80	120
			産業廃棄物処理施設	30	40			70	90
	畜産業、食料品製造業			80	120			100	150
	病院、焼却施設、し尿処理施設			30	40			70	90
	旅館業			60	80			80	120
その他のもの			20	30			70	110	
手取川水域 (昭和50年7月8日)	畜産業、食料品製造業			80	120			100	150
	病院、地方卸売市場、焼却施設、産業廃棄物処理施設、し尿処理施設、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン若しくはジクロロメタンによる洗浄施設・これらの蒸留施設			30	40			70	90
	下水道終末処理施設			20	30			70	90
	その他のもの			60	80			80	120
七尾湾水域 (昭和50年7月8日)	畜産業、食料品製造業			80	120	80	120	100	150
	病院、地方卸売市場、焼却施設、産業廃棄物処理施設、し尿処理施設、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン若しくはジクロロメタンによる洗浄施設・これらの蒸留施設			30	40	30	40	70	90
	下水道終末処理施設			20	30	20	30	70	90
	その他のもの			60	80	60	80	80	120

区 域 (水域適用年月日)	工 場 又 は 事 業 場	許 容 限 度					
		生物化学的 酸素要求量 (mg/L)		化学的 酸素要求量 (mg/L)		浮遊物質 質量 (mg/L)	
		日間 平均	最大	日間 平均	最大	日間 平均	最大
加賀沿岸水域 (昭和 51 年 7 月 6 日)	畜産業	80	120	80	120	100	150
	病院、地方卸売市場、焼却施設、産業廃棄物処理施設、し尿処理施設、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン若しくはジクロロメタンによる洗浄施設・これらの蒸留施設	30	40	30	40	70	90
	下水道終末処理施設	20	30	20	30	70	90
	その他のもの	60	80	60	80	80	120
北 潟 湖 (昭和 51 年 7 月 6 日)	全部	20	30	20	30	70	110
河北潟水域 (昭和 52 年 6 月 10 日)	畜産業、旅館業	60	80	60	80	80	120
	繊維工業	50	80	50	80	80	120
	下水道終末処理施設	20	30	20	30	70	90
	その他のもの	30	40	30	40	70	90
河北沿岸水域 (昭和 52 年 6 月 10 日)	食料品製造業	80	120	80	120	100	150
	病院、地方卸売市場、焼却施設、産業廃棄物処理施設、し尿処理施設、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン若しくはジクロロメタンによる洗浄施設・これらの蒸留施設	30	40	30	40	70	90
	下水道終末処理施設	20	30	20	30	70	90
	その他のもの	60	80	60	80	80	120
羽咋川水域 (昭和 58 年 7 月 12 日)	畜産業	80	120			100	150
	病院、地方卸売市場、焼却施設、産業廃棄物処理施設、し尿処理施設、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン若しくはジクロロメタンによる洗浄施設・これらの蒸留施設	30	40			70	90
	下水道終末処理施設	20	30			70	90
	その他のもの	60	80			80	120
米町川水域 (昭和 58 年 7 月 12 日)	病院、地方卸売市場、焼却施設、産業廃棄物処理施設、し尿処理施設、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン若しくはジクロロメタンによる洗浄施設・これらの蒸留施設	30	40			70	90
	下水道終末処理施設	20	30			70	90
	その他のもの	60	80			80	120
河原田川水域 (昭和 58 年 7 月 12 日)	と畜死亡獣畜取扱業	80	120			100	150
	病院、地方卸売市場、焼却施設、産業廃棄物処理施設、し尿処理施設、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン若しくはジクロロメタンによる洗浄施設・これらの蒸留施設	30	40			70	90
	下水道終末処理施設	20	30			70	90
	その他のもの	60	80			80	120
町野川水域 若山川水域 (昭和 60 年 10 月 1 日)	病院、地方卸売市場、焼却施設、産業廃棄物処理施設、し尿処理施設、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン若しくはジクロロメタンによる洗浄施設・これらの蒸留施設	30	40			70	90
	下水道終末処理施設	20	30			70	90
	その他のもの	60	80			80	120
能登半島沿岸水域 (昭和 60 年 10 月 1 日)	病院、地方卸売市場、焼却施設、産業廃棄物処理施設、し尿処理施設、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン若しくはジクロロメタンによる洗浄施設・これらの蒸留施設	30	40	30	40	70	90
	下水道終末処理施設	20	30	20	30	70	90
	その他のもの	60	80	60	80	80	120

- 備考 1 この表に掲げる排水基準は、1 日当たりの平均的な排水量が 50m^3 以上である工場又は事業場に係る排水について適用する。
- 2 大野川水域の化学的酸素要求量についての排水基準は弓取川合流点より下流に排水する排水に限り適用する。
- 3 「し尿処理施設」を併設する特定事業場については、厳しい方の排水基準を適用する。
- 4 「冷凍調理食品製造業の用に供する施設及び弁当製造業の用に供するちゅう房施設」に係る工場又は事業場は、「その他のもの」に含める。

6. 特定施設(法第2条第2項、令第1条 別表第1)

番号	特定施設
1	鉱業又は水洗炭業の用に供する施設 イ 選鉱施設 ロ 選炭施設 ハ 坑水中和沈でん施設 ニ 掘削用の泥水分離施設
1の2	畜産農業又はサービス業の用に供する施設 イ 豚房施設(豚房の総面積が50㎡未満のものを除く。) ロ 牛房施設(牛房の総面積が200㎡未満のものを除く。) ハ 馬房施設(馬房の総面積が500㎡未満のものを除く。)
2	畜産食料品製造業の用に供する施設 イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設(洗びん施設を含む。) ハ 湯煮施設
3	水産食料品製造業の用に供する施設 イ 水産動物原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 脱水施設 ニ ろ過施設 ホ 湯煮施設
4	野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設 イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 圧搾施設 ニ 湯煮施設
5	みそ、しょう油、食用アミノ酸、グルタミン酸ソーダ、ソース又は食酢の製造業の用に供する施設 イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 湯煮施設 ニ 濃縮施設 ホ 精製施設 ヘ ろ過施設
6	小麦粉製造業の用に供する洗浄施設
7	砂糖製造業の用に供する施設 イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設(流送施設を含む。) ハ ろ過施設 ニ 分離施設 ホ 精製施設
8	パン若しくは菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈でんそう
9	米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機
10	飲料製造業の用に供する施設 イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設(洗びん施設を含む。) ハ 搾汁施設 ニ ろ過施設 ホ 湯煮施設 ヘ 蒸留施設
11	動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設 イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 圧搾施設 ニ 真空濃縮施設 ホ 水洗式脱臭施設

番号	特定施設
12	動植物油脂製造業の用に供する施設 イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 圧搾施設 ニ 分離施設
13	イースト製造業の用に供する施設 イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 分離施設
14	でん粉又は化工でん粉の製造業の用に供する施設 イ 原料浸せき施設 ロ 洗浄施設(流送施設を含む。) ハ 分離施設 ニ 洗だめ及びこれに類する施設
15	ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する施設 イ 原料処理施設 ロ ろ過施設 ハ 精製施設
16	麺類製造業の用に供する湯煮施設
17	豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設
18	インスタントコーヒー製造業の用に供する抽出施設
18の2	冷凍調理食品製造業の用に供する施設 イ 原料処理施設 ロ 湯煮施設 ハ 洗浄施設
18の3	たばこ製造業の用に供する施設 イ 水洗式脱臭施設 ロ 洗浄施設
19	紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設 イ まゆ湯煮施設 ロ 副蚕処理施設 ハ 原料浸せき施設 ニ 精練機及び精練そう ホ シルケット機 ヘ 漂白機及び漂白そう ト 染色施設 チ 薬液浸透施設 リ のり抜き施設
20	洗毛業の用に供する施設 イ 洗毛施設 ロ 洗化炭施設
21	化学繊維製造業の用に供する施設 イ 湿式紡糸施設 ロ リンター又は未精練繊維の薬液処理施設 ハ 原料回収施設
21の2	一般製材業又は木材チップ製造業の用に供する湿式パーカー
21の3	合板製造業の用に供する接着機洗浄施設
21の4	パーティクルボード製造業の用に供する施設 イ 湿式パーカー ロ 接着機洗浄施設
22	木材薬品処理業の用に供する施設 イ 湿式パーカー ロ 薬液浸透施設

番号	特 定 施 設
23	パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設 イ 原料浸せき施設 ロ 湿式パーカー ハ 碎木機 ニ 蒸解施設 ホ 蒸解廃液濃縮施設 ヘ チップ洗浄施設及びパルプ洗浄施設 ト 漂白施設 チ 抄紙施設(抄造施設を含む。) リ セロハン製膜施設 ヌ 湿式繊維板成型施設 ル 廃ガス洗浄施設
23の2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設 イ 自動式フィルム現像洗浄施設 ロ 自動式感光膜付印刷版現像洗浄施設
24	化学肥料製造業の用に供する施設 イ ろ過施設 ロ 分離施設 ハ 水洗式破碎施設 ニ 廃ガス洗浄施設 ホ 湿式集じん施設
25	水銀電解法によるか性ソーダ又はか性カリの製造業の用に供する施設 イ 塩水精製施設 ロ 電解施設
26	無機顔料製造業の用に供する施設 イ 洗浄施設 ロ ろ過施設 ハ カドミウム系無機顔料製造施設のうち、遠心分離機 ニ 群青製造施設のうち、水洗式分別施設 ホ 廃ガス洗浄施設
27	25、26号の事業以外の無機化学工業製品製造業の用に供する施設 イ ろ過施設 ロ 遠心分離機 ハ 硫酸製造施設のうち、亜硫酸ガス冷却洗浄施設 ニ 活性炭又は二硫化炭素の製造施設のうち、洗浄施設 ホ 無水けい酸製造施設のうち、塩酸回収施設 ヘ 青酸製造施設のうち、反応施設 ト よう素製造施設のうち、吸着施設及び沈でん施設 チ 海水マグネシア製造施設のうち、沈でん施設 リ バリウム化合物製造施設のうち、水洗式分別施設 ヌ 廃ガス洗浄施設 ル 湿式集じん施設
28	カーバイト法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設 イ 湿式アセチレンガス発生施設 ロ 酢酸エステル製造施設のうち、洗浄施設及び蒸留施設 ハ ポリビニルアルコール製造施設のうち、メチルアルコール蒸留施設 ニ アクリル酸エステル製造施設のうち、蒸留施設 ホ 塩化ビニルモノマー洗浄施設 ヘ クロロブレンモノマー洗浄施設
29	コールタール製品製造業の用に供する施設 イ ベンゼン類硫酸洗浄施設 ロ 静置分離器 ハ タール酸ソーダ硫酸分解施設

番号	特 定 施 設
30	発酵工業(5号、10号及び13号に掲げる事業を除く。)の用に供する施設 イ 原料処理施設 ロ 蒸留施設 ハ 遠心分離機 ニ ろ過施設
31	メタン誘導品製造業の用に供する施設 イ メチルアルコール又は四塩化炭素の製造施設のうち、蒸留施設 ロ ホルムアルデヒド製造施設のうち、精製施設 ハ フロンガス製造施設のうち、洗浄施設及びろ過施設
32	有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設 イ ろ過施設 ロ 顔料又は染色レーキの製造施設のうち、水洗施設 ハ 遠心分離機 ニ 廃ガス洗浄施設
33	合成樹脂製造業の用に供する施設 イ 縮合反応施設 ロ 水洗施設 ハ 遠心分離機 ニ 静置分離器 ホ 弗素樹脂製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設及び蒸留施設 ヘ ポリプロピレン製造施設のうち、溶剤蒸留施設 ト 中圧法又は低圧法によるポリエチレン製造施設のうち、溶剤回収施設 チ ポリブテンの酸又はアルカリによる処理施設 リ 廃ガス洗浄施設 ヌ 湿式集じん施設
34	合成ゴム製造業の用に供する施設 イ ろ過施設 ロ 脱水施設 ハ 水洗施設 ニ ラテックス濃縮施設 ホ スチレン・ブタジエンゴム、ニトリル・ブタジエンゴム又はポリブタジエンゴムの製造施設のうち、静置分離器
35	有機ゴム薬品製造業の用に供する施設 イ 蒸留施設 ロ 分離施設 ハ 廃ガス洗浄施設
36	合成洗剤製造業の用に供する施設 イ 廃酸分離施設 ロ 廃ガス洗浄施設 ハ 湿式集じん施設
37	31、32、33、34、35、36号の事業以外の石油化学工業(51号の石油精製業を除く。)の用に供する施設 イ 洗浄施設 ロ 分離施設 ハ ろ過施設 ニ アクリロニトリル製造施設のうち、急冷施設及び蒸留施設 ホ アセトアルデヒド、アセトン、カプロラクタム、テレフタル酸又はトリレンジアミンの製造施設のうち、蒸留施設 ヘ アルキルベンゼン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設 ト イソプロピルアルコール製造施設のうち、蒸留施設及び硫酸濃縮施設

番号	特 定 施 設
	チ エチレンオキサイド又はエチレングリコールの製造施設のうち、蒸留施設及び濃縮施設 リ 2-エチルヘキシルアルコール又はイソブチルアルコールの製造施設のうち、縮合反応施設及び蒸留施設 ヌ シクロヘキサノン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設 ル トリレンジイソシアネート又は無水フタル酸の製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設 ヲ ノルマルパラフィン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設及びメチルアルコール蒸留施設 ワ プロピレンオキサイド又はプロピレングリコールのけん化器 カ メチルエチルケトン製造施設のうち、水蒸気凝縮施設 ヨ メチルメタアクリレートモノマー製造施設のうち、反応施設及びメチルアルコール回収施設 タ 廃ガス洗浄施設
38	石けん製造業の用に供する施設 イ 原料精製施設 ロ 塩析施設
38の2	界面活性剤製造業の用に供する反応施設(1,4-ジオキサンが発生するものに限り、洗浄装置を有しないものを除く。)
39	硬化油製造業の用に供する施設 イ 脱酸施設 ロ 脱臭施設
40	脂肪酸製造業の用に供する蒸留施設
41	香料製造業の用に供する施設 イ 洗浄施設 ロ 抽出施設
42	ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設 イ 原料処理施設 ロ 石灰づけ施設 ハ 洗浄施設
43	写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設
44	天然樹脂製品製造業の用に供する施設 イ 原料処理施設 ロ 脱水施設
45	木材化学工業の用に供するフルフラール蒸留施設
46	28～45号の事業以外の有機化学工業製品製造業の用に供する施設 イ 水洗施設 ロ ろ過施設 ハ ヒドラジン製造施設のうち、濃縮施設 ニ 廃ガス洗浄施設
47	医薬品製造業の用に供する施設 イ 動物原料処理施設 ロ ろ過施設 ハ 分離施設 ニ 混合施設(施行令第2条各号に掲げるカドミウム等の物質を含有する物を混合するものに限る。) ホ 廃ガス洗浄施設
48	火薬製造業の用に供する洗浄施設
49	農薬製造業の用に供する混合施設
50	施行令第2条各号に掲げるカドミウム等の物質を含有する試薬の製造業の用に供する試薬製造施設

番号	特 定 施 設
51	石油精製業(潤滑油再生業を含む。)の用に供する施設 イ 脱塩施設 ロ 原油常圧蒸留施設 ハ 脱硫施設 ニ 揮発油、灯油又は軽油の洗浄施設 ホ 潤滑油洗浄施設
51の2	自動車用タイヤ若しくは自動車用チューブの製造業、ゴムホース製造業、工業用ゴム製品製造業(防振ゴム製造業を除く。)、更生タイヤ製造業又はゴム板製造業の用に供する直接加硫施設
51の3	医療用若しくは衛生用のゴム製品製造業、ゴム手袋製造業、糸ゴム製造業又はゴムバンド製造業の用に供するラテックス成型型洗浄施設
52	皮革製造業の用に供する施設 イ 洗浄施設 ロ 石灰づけ施設 ハ タンニンづけ施設 ニ クロム浴施設 ホ 染色施設
53	ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設 イ 研磨洗浄施設 ロ 廃ガス洗浄施設
54	セメント製品製造業の用に供する施設 イ 抄造施設 ロ 成型機 ハ 水養生施設(蒸気養生施設を含む。)
55	生コンクリート製造業の用に供するパッチャープラント
56	有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設
57	人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設
58	窯業原料(うわ薬原料を含む。)の精製業の用に供する施設 イ 水洗式破砕施設 ロ 水洗式分別施設 ハ 酸処理施設 ニ 脱水施設
59	砕石業の用に供する施設 イ 水洗式破砕施設 ロ 水洗式分別施設
60	砂利採取業の用に供する水洗式分別施設
61	鉄鋼業の用に供する施設 イ タール及びガス液分離施設 ロ ガス冷却洗浄施設 ハ 圧延施設 ニ 焼入れ施設 ホ 湿式集じん施設
62	非鉄金属製造業の用に供する施設 イ 還元そう ロ 電解施設(熔融塩電解施設を除く。) ハ 焼入れ施設 ニ 水銀精製施設 ホ 廃ガス洗浄施設 へ 湿式集じん施設
63	金属製品製造業又は機械器具製造業(武器製造業を含む。)の用に供する施設 イ 焼入れ施設 ロ 電解式洗浄施設 ハ カドミウム電極又は鉛電極の化成施設 ニ 水銀精製施設 ホ 廃ガス洗浄施設

番号	特 定 施 設
63の2	空きびん卸売業の用に供する自動式洗びん施設
63の3	石炭を燃料とする火力発電施設のうち、廃ガス洗浄施設
64	ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設 イ タール及びガス液分離施設 ロ ガス冷却洗浄施設(脱硫化水素施設を含む。)
64の2	水道施設、工業用水道施設又は自家用工業用水道の浄水施設(これらの浄水能力が1日当たり10,000m ³ 未満の事業場に係るものを除く。) イ 沈でん施設 ロ ろ過施設
65	酸又はアルカリによる表面処理施設
66	電気めっき施設
66の2	エチレンオキサイド又は1,4-ジオキサンの混合施設(前各号に該当するものを除く)
66の3	旅館業(旅館業法(昭和23年法律第138号)第2条第1項に規定するもの(下宿営業を除く。))の用に供する施設 イ ちゅう房施設 ロ 洗たく施設 ハ 入浴施設
66の4	共同調理場(学校給食法(昭和29年法律第160号)第6条に規定する施設をいう。以下同じ。)に設置されるちゅう房施設(業務の用に供する部分の総床面積(以下単に「総床面積」という。)が500m ² 未満の事業場に係るものを除く。)
66の5	弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設(総床面積が360m ² 未満の事業場に係るものを除く。)
66の6	飲食店(66号の7及び66号の8に掲げるものを除く。)に設置されるちゅう房施設(総床面積が420m ² 未満の事業場に係るものを除く。)
66の7	そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店その他の通常主食と認められる食事を提供しない飲食店(66号の7に掲げるものを除く。)に設置されるちゅう房施設(総床面積が630m ² 未満の事業場に係るものを除く。)
66の8	料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する飲食店で設備を設けて客の接待をし、又は客にダンスをさせるものに設置されるちゅう房施設(総床面積が1,500m ² 未満の事業場に係るものを除く。)
67	洗濯業の用に供する洗浄施設
68	写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設
68の2	病院(医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定するものをいう。)で病床数が300以上であるものに設置される施設 イ ちゅう房施設 ロ 洗浄施設 ハ 入浴施設
69	と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設
69の2	中央卸売市場(卸売市場法(昭和46年法律第35号)第2条第3項に規定するものをいう。)に設置される施設(水産物に係るものに限る。) イ 卸売場 ロ 仲卸売場
69の3	地方卸売市場(卸売市場法第2条第4項に規定するものをいう。)に設置される施設(水産物に係るもの限り、これらの総面積が1,000m ² 未満の事業場に係るものを除く。) イ 卸売場 ロ 仲卸売場

番号	特 定 施 設
70	廃油処理施設(海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和45年法律第136号)第3条第14号に規定するものをいう。)
70の2	自動車分解整備事業(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第77条に規定するものをいう。)の用に供する洗車施設(屋内作業場の総面積が800m ² 未満の事業場に係るもの及び71号に掲げるものを除く。)
71	自動式車両洗浄施設
71の2	科学技術(人文科学のみに係るものを除く。)に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場で環境省令で定めるものに設置されるそれらの業務の用に供する施設 イ 洗浄施設 ロ 焼入れ施設
71の3	一般廃棄物処理施設(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第8条第1項に規定するものをいう。)である焼却施設
71の4	産業廃棄物処理施設(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項に規定するもの) イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第7条第1号、第3号から第6号まで、第8号又は第11号に掲げる施設であって、国若しくは地方公共団体又は産業廃棄物処理業者が設置するもの ロ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第12号から第13号までに掲げる施設
71の5	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる洗浄施設(前各号に該当するものを除く。)
71の6	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンの蒸留施設(前各号に該当するものを除く。)
72	し尿処理施設(建築基準法施行令第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が500人以下のし尿浄化槽を除く。)
73	下水道終末処理施設
74	特定事業場から排出される水(公共用水域に排出されるものを除く。)の処理施設(72、73号に掲げるものを除く。)

7. 特定施設及び有害物質貯蔵指定施設に関する届出(水質汚濁防止法施行規則(昭和46年6月19日総理府・通商産業省令第2号))

届出書の種類	根拠条文(法)	届出が必要なとき	届出時期														
設置届出書 (様式第1)	第5条第1項 第5条第3項	特定施設又は有害物質貯蔵指定施設を設置しようとするとき	工事着手の60日前まで														
変更届出書 (様式第1)	第7条	特定施設又は有害物質貯蔵指定施設について以下の変更をしようとするとき 1. 構造 2. 使用の方法 3. 汚水等の処理の方法 4. 排出水の汚染状態及び量 5. 排出水に係る用水及び排水の系統	工事着手の60日前まで														
使用届出書 (様式第1)	第6条第1項	法改正等で新たに特定施設又は有害物質貯蔵指定施設が追加されたときに、既に該当する施設を設置しているとき	事由発生から30日以内														
氏名等変更届出書 (様式第5)	第10条	特定施設又は有害物質貯蔵指定施設について以下の変更があったとき 1. 届出者の氏名、名称及び住所、法人にあってはその代表者の氏名 2. 工場、事業場の名称及び所在地	事由発生から30日以内														
使用廃止届出書 (様式第6)	第10条	特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の使用を廃止したとき	事由発生から30日以内														
承継届出書 (様式第7)	第11条第3項	1. 特定施設を譲り受け、又は借り受けたとき 2. 届出者について相続、合併又は分割(届出に係る施設を承継させるものに限る。)があったとき	事由発生から30日以内														
<p>○添付書類 様式第1には次の別紙を添付し、かつ、できる限り、図面、表等を利用してください。 変更届出の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させてください。</p> <table border="0"> <tr> <td>【特定施設に関する届出の場合】</td> <td>【有害物質貯蔵指定施設等に関する届出の場合】</td> </tr> <tr> <td>別紙1 施設の構造</td> <td>別紙12 施設の構造</td> </tr> <tr> <td>別紙1の2 施設の設備(有害物質使用特定施設の場合)</td> <td>別紙13 施設の設備</td> </tr> <tr> <td>別紙2 施設の使用の方法</td> <td>別紙14 施設の使用の方法</td> </tr> <tr> <td>別紙3 汚水等の処理の方法</td> <td>別紙15 有害物質に係る用水及び排水の系統 又は貯蔵する有害物質に係る搬入及び搬出の系統</td> </tr> <tr> <td>別紙4 排出水の汚染状態及び量</td> <td></td> </tr> <tr> <td>別紙6 排出水に係る用水及び排水の系統</td> <td></td> </tr> </table>				【特定施設に関する届出の場合】	【有害物質貯蔵指定施設等に関する届出の場合】	別紙1 施設の構造	別紙12 施設の構造	別紙1の2 施設の設備(有害物質使用特定施設の場合)	別紙13 施設の設備	別紙2 施設の使用の方法	別紙14 施設の使用の方法	別紙3 汚水等の処理の方法	別紙15 有害物質に係る用水及び排水の系統 又は貯蔵する有害物質に係る搬入及び搬出の系統	別紙4 排出水の汚染状態及び量		別紙6 排出水に係る用水及び排水の系統	
【特定施設に関する届出の場合】	【有害物質貯蔵指定施設等に関する届出の場合】																
別紙1 施設の構造	別紙12 施設の構造																
別紙1の2 施設の設備(有害物質使用特定施設の場合)	別紙13 施設の設備																
別紙2 施設の使用の方法	別紙14 施設の使用の方法																
別紙3 汚水等の処理の方法	別紙15 有害物質に係る用水及び排水の系統 又は貯蔵する有害物質に係る搬入及び搬出の系統																
別紙4 排出水の汚染状態及び量																	
別紙6 排出水に係る用水及び排水の系統																	

※なお、これらの届出は図面・表等やむを得ないものを除き、日本工業規格A4とします。

届出の手続について

(1) 届出時期

- ① 施設の設置又は変更を行おうとする場合は、工事着手予定日の60日前までに届出なければなりません。
 - ア) 形式審査の結果、適正な届出については、受理書を交付しますが、受理日から60日間は工事に着手できません。(これを「実施制限期間」といいます。)(法第9条第1項)
 - イ) 内容審査の結果、適正な届出については、ア)の実施制限期間を短縮する通知を交付します。この通知の交付後は、工事着手予定日以前であっても工事を行うことができます。(法第9条第2項)
- ② 氏名等の変更、施設の廃止・承継があった場合には、その日から30日以内に届出て下さい。

(2) 届出書の様式

様式は、県のホームページ(<http://www.pref.ishikawa.lg.jp/mizukankyo/todoke/suidakuhou/index.html>)からダウンロードできます。

(3) 届出書提出先

届出書(添付書類とも)は最寄りの保健所へ正副2部を提出して下さい。(事業所で控を作成しておいて下さい。)

8. 事故時の措置(法第14条の2)

特定事業場、指定事業場又は貯油施設等を設置する事業場は、事故により公共用水域に有害物質、排水基準に適合しないおそれのある水、指定物質又は油を含む水を流出させたり、地下に浸透させた場合は、直ちに応急の措置を講じ、速やかに事故の状況や講じた措置の概要を届け出なければなりません。

- (1) 有害物質 : 対象 特定事業場又は指定事業場
- (2) 指定物質 : 対象 指定事業場
- (3) 油（重油、軽油、潤滑油、灯油、揮発油、動植物油など） : 対象 貯油事業場
- (4) 排水基準のうち生活環境に係る基準に適合しないおそれのある水 : 対象 特定事業場

9. 特定事業場(工場・事業主)の義務

- (1) 特定施設又は有害物質貯蔵指定施設を設置、構造等の変更をしようとする場合は工事着工60日前までに届出なければなりません。(法第5条1項、法第5条3項、法第7条)
- (2) 特定施設又は有害物質貯蔵指定施設を譲り受けた場合、氏名・住所・代表者・事業場名称を変更した場合、または施設の使用を廃止した場合は30日以内に届出なければなりません。(法第10条、法第11条第3項)
- (3) 特定事業場から公共用水域に排水を排出する場合、その汚染状態は排水基準に適合しなければなりません。(法第12条)
- (4) 排出水が排水基準に適合しているかどうかを1年1回以上*の頻度で測定しなければなりません。(法第14条第1項)
*旅館業（温泉を利用するもの）に属する特定事業場は、一部の項目（砒素及びその化合物、ほう素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量並びにクロム含有量）については測定頻度を3年に1回以上とします。
- (5) 排出水の汚染状態を定期的に測定するとともに、測定結果を記録し、根拠資料も含めて3年間保存しなければなりません。(法第14条第1項)
- (6) 有害物質使用特定施設及び有害物質貯蔵指定施設については、水質汚濁防止法施行規則に定める構造等に関する基準を遵守するとともに、定期的に点検し、その記録を3年間保存しなければなりません。(法第12条の4)
- (7) 排水口の位置、その他の排出水の排水の方法を適切にしなければなりません。(法第14条第4項)
- (8) 有害物質使用特定事業場は、有害物質が検出される水を地下に浸透させてはいけません。(法第12条の3)
- (9) 事業活動に伴う汚水又は廃液の公共用水域への排出・地下浸透の状況を把握するとともに、汚水又は廃液による公共用水域又は地下水の汚染の防止のために必要な措置を講じなければなりません。(法第14条の4)

10. 主な罰則

適用	罰 則	(根拠条文)
• 計画変更命令又は改善命令等に違反した者	1年以下の懲役又は100万円以下の罰金	(法第30条)
• 排水基準に違反したもの	6月以下の懲役又は50万円以下の罰金	(法第31条)
• 緊急時の措置命令又は応急措置命令に違反した者	(ただし、過失により排水基準違反をした場合は3月以下の禁錮又は30万円以下の罰金)	
• 特定施設の設置届出、構造等変更届出をせず、又は虚偽の届出をした者	3月以下の懲役又は30万円以下の罰金	(法第32条)
• 特定施設の使用届出をせず、又は虚偽の届出をした者	30万円以下の罰金	(法第33条)
• 工事の実施制限期間に違反した者		
• 排出水、特定地下浸透水の汚染状態及び有害物質使用特定施設等の点検の記録をせず、虚偽の記録をし、又は記録を保存しなかった者		
• 知事等が求める報告をせず、若しくは虚偽の報告し、又は立入検査を拒み妨げ忌避をした者	10万円以下の過料	(法第34条)
• 氏名等の変更届出、特定施設使用廃止届出、承継届出をせず、又は虚偽の届出をした者		

11. 水質汚濁防止法に関するお問い合わせ先

南加賀保健福祉センター 〒923 - 8648 小松市園町ヌ 48 番地 TEL (0761) 22-0793 FAX (0761) 22-0805	石川中央保健福祉センター 〒924 - 0864 白山市馬場 2 丁目 7 番地 TEL (076) 275-2642 FAX (076) 275-2257	能登中部保健福祉センター 〒926 - 0021 七尾市本府中町ソ 27 番 9 TEL (0767) 53-2482 FAX (0767) 53-2484	能登北部保健福祉センター 〒928 - 0079 輪島市鳳至町畠田 102 番地 4 TEL (0768) 22-2011 FAX (0768) 22-5550
--	--	--	--

石川県環境部水環境創造課 〒920 - 8580 金沢市鞍月1丁目1番地

TEL (076)225 - 1491 (直通) FAX (076)225 - 1494 e-mail suishitu@pref.ishikawa.lg.jp

【ホームページ <http://www.pref.ishikawa.jp/mizukankyo/index.html>】

参考

水質汚濁防止法に関連する改正について

最近の水質汚濁防止法、政令、省令等の改正について概要を紹介します。なお、これらの改正内容はこの「しおり」に反映しています

平成24年5月25日施行

- 1) トランス-1, 2-ジクロロエチレン、塩化ビニルモノマー及び1, 4-ジオキサンが有害物質に追加されました。
- 2) クロム及びその化合物(六価クロム化合物を除く)、マンガン及びその化合物、鉄及びその化合物、銅及びその化合物、亜鉛及びその化合物及びフェノール類及びその塩類が指定物質に追加されました。
- 3) 特定施設に、1, 4-ジオキサンを排出する次の2つの施設が追加されました。
 - ・ 界面活性剤製造業の用に供する反応施設(1, 4-ジオキサンが発生するものに限り、洗浄装置を有しないものを除く)
 - ・ エチレンオキサイド又は1, 4-ジオキサンの混合施設(前各号に該当するものを除く)
- 4) 1, 4-ジオキサンの排水基準が0.5 mg/Lと定められました。

平成24年6月1日施行

- 1) 地下水汚染を未然に防止するため、有害物質を貯蔵するタンク等の施設等が新たに規制対象に追加されました。
- 2) 施設本体のみならず、床面や周囲、付帯する配管、排水溝等並びに使用の方法に関して「構造等に関する基準」の遵守義務が創設されました。
- 3) 漏えいの防止に配慮した構造に応じて点検を行い、その結果の記録・保存義務が課されました。

平成24年10月1日施行

- 1) ヘキサメチレンテトラミンが指定物質に追加されました。

平成25年7月1日施行

- 1) ホウ素及びホウ素化合物、フッ素及びフッ素化合物、アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物、及び硝酸化合物の暫定排水基準が更新・変更されました。